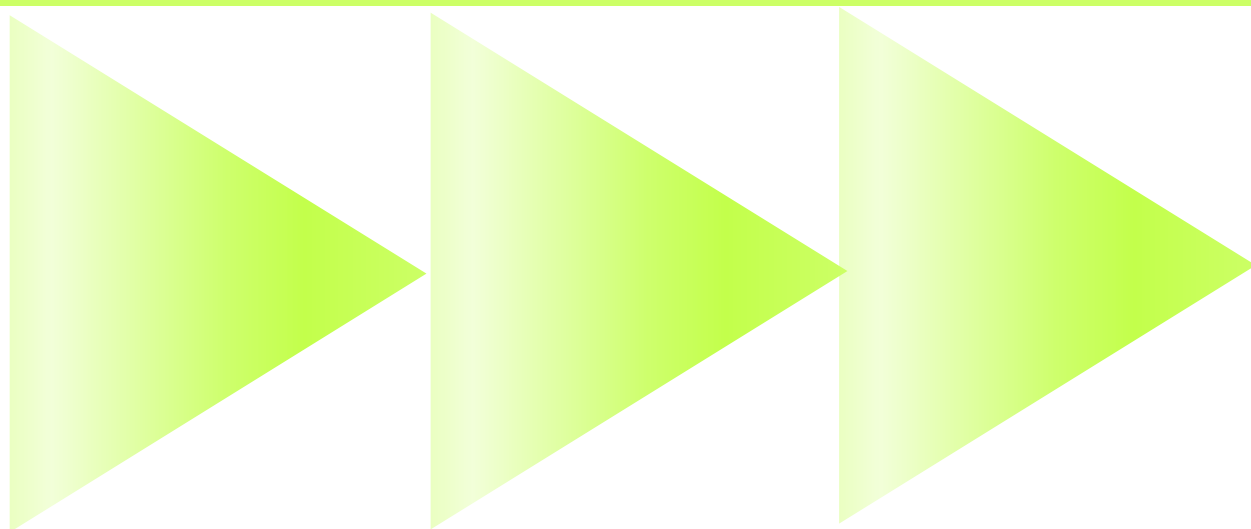


観光地域づくりに対する支援メニュー集

～観光地域づくり法人(DMO)や自治体などの
取組に役立つ各府省庁の支援施策を集約しました～

(令和5年度補正予算・令和6年度政府予算等版)



令和6年4月

～目次～

I【ソフト事業】. 地域の魅力を向上したい！地域資源を活用したい！（P.12～）

- **持続可能な観光推進モデル事業(国土交通省 観光庁).....13**
[持続可能な観光に世界的な関心も高まる中、インバウンドの回復と国内交流拡大の双方を支え、我が国が旅行先として選ばれるためにも持続可能な観光推進は喫緊の課題。
日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)の実践を通じた観光GXや自然環境・地域資源の保全・活用等に関する取組を推進し、国際認証の取得等を通じたモデルケースを創出するとともに、地域の持続可能な観光計画の策定を支援する。]
- **地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業(国土交通省 観光庁).....14,15**
[観光立国推進基本計画では、訪日外国人旅行者一人当たりの地方部における宿泊数を、令和7年までに2泊とすることを目標としている。(令和元年1.4泊)
その達成に向けて、地方部での滞在時間や宿泊数の増加に資する取組をより一層推進していく必要があることから、大阪・関西万博の開催も見据え、持続的なあり方で旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、観光地域づくり法人(DMO)が中心となり、地域が一体となって行う取組に対して、総合的な支援を行う。]
- **地域・日本の新たなレガシー形成(国土交通省 観光庁).....16,17**
[将来にわたって国内外から旅行者を惹きつけ、継続的な来訪や消費額向上につながる、地域・日本のレガシー(遺産)となる新たな観光資源を形成するため、令和4年度より各地方運輸局等で実現可能性調査・プラン作成を実施。
令和6年度以降は、上記に加え、令和4・5年度に発掘した事業のうち日本を代表する魅力となり得る良質な案件を対象に、事業の実現に向け重点的に検討する。]
- **地域の担い手展開推進事業(内閣府).....18,19**
[内閣府地方創生推進室では、地域に密着し、十分に活用されていない、あるいは、その価値を評価し得る市場に適切にアクセスできずに価値を発揮できていない地域資源を発掘し、その活用法の検討、販路開拓等を行うことにより、従来以上の収益を引き出し、そこで得られた知見や収益を生産者に還元していく「地域商社」を、地域に育て、根付かせるため、支援活動を行っています。
令和6年度は、地域商社を含む地域の社会課題解決に取り組む担い手の起業を促進するため、起業支援施策と連携した取組を実施します。]
- **伝統的工芸品産業支援補助金(経済産業省).....20,21**
[「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(以下「伝産法」)」第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を対象とし、伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定により経済産業大臣の認定を受けた各種事業計画に基づき実施する、後継者育成や需要開拓・意匠開発等の取組を支援する。]
- **マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業のうち訪日外国人対応による輸出促進連携支援事業(食体験コンテンツの造成・提供支援)(農林水産省).....22,23**
[日本の食・食文化の魅力でインバウンドの回復・増大を図り、これを農林水産物・食品の輸出につなげる好循環を構築するため、地域の食・食文化の魅力で訪日外国人の誘致を図る重点地域(SAVOR JAPAN)を中心に、専門家の派遣等により、訪日外国人のニーズに対応した食体験コンテンツの造成・磨き上げやインバウンドを輸出につなげる取組を加速化するとともに、DXの推進による効果的かつ一元的な情報発信を支援します。]
- **スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業(文部科学省 スポーツ庁)24,25**
[スポーツと地域資源を融合させた「スポーツツーリズム」等を通じ、交流人口の拡大、地域・経済の活性化を推進するため高付加価値コンテンツの創出に向けた取組をモデル的に支援するほか、インバウンドの回復を踏まえたスポーツツーリズム・ムーブメント創出を積極的に推進する。]
- **地域観光新発見事業(国土交通省 観光庁) 新規26**
[地域の観光資源を活用した地方誘客に資する観光コンテンツについて、十分なマーケティングデータを活かした磨き上げから適時適切な誘客につながる販路開拓及び情報発信の一貫した支援を実施。]
- **「第2のふるさとづくりプロジェクト」ターゲットニーズに着目した再来訪促進のためのモデル実証事業(国土交通省 観光庁).....27**
[これまで横ばい傾向であった国内旅行市場が需要拡大へ転じるためには、新たな交流市場の創出が重要。
近年、地方移住への関心がある人や田舎にあこがれを持つ若者が、他者とのリアルな繋がりを求める等、新たな旅へのニーズが増加している背景もあり、「第2のふるさとづくり」により、継続的かつ多頻度での来訪を通じた交流人口及び関係人口の拡大や地域活性化につなげる。]

- 子育て世代も参加可能な業務型ワーケーション実証事業デジタルノマド受入にむけた環境及び体制整備に関わる実証事業(国土交通省 観光庁)……………28

[これまで横ばい傾向であった国内旅行市場が需要拡大へ転じるためには、新たな交流市場の創出が重要。コロナ禍を経たテレワークの普及や働き方の多様化を踏まえた「ワーケーションの普及・定着」、将来にわたって国内の旅の潜在需要を顕在化させ、地域の関係人口拡大にもつながる形で交流需要の拡大を図る。]
- 地域の魅力を後世に繋ぐサステナブルツーリズムコンテンツ高度化事業(国土交通省 観光庁)・29,30

[世界的に持続可能な観光への関心が高まる中、我が国の地域に根付く自然・文化・歴史・産業等を活用し、サステナブルへの関心が高い層へ訴求する「観光利用を地域資源の保全に還元するための好循環の仕組みづくり」を行い、さらに総合的なサービス水準を向上させ、コンテンツの高度化を図る取組を支援する。]
- 地域の医療・観光資源を活用した外国人受入れ推進のための調査・実証事業
(国土交通省 観光庁／厚生労働省)……31,32

[これまでの実証内容の更なる成果拡充に向け、日本の医療ツーリズムの代表地域として海外に広く認知させるため、地域のマーケティング戦略及び販売体制をより強化し、販路の確立・強化を行うとともに、日本の強みである粒子線治療をはじめとする先進的な治療や健診と地域の観光コンテンツを組み合わせた連携構築及び誘客モデル構築を実施する。さらに、観光から医療まで一貫して通訳できる人材の育成について、令和5年度事業による課題を踏まえ、更なる具体的な育成方法の検討及び実証事業を行う。]
- 地域一体型ガストロノミーツーリズム推進事業(国土交通省 観光庁)……………33,34

[訪日外国人旅行者の急速な回復の中で、外国人旅行者から需要が高い食について、魅力的なガストロノミーツーリズムコンテンツを造成し、インバウンド誘客を高めるとともに地方誘客を促進するため、地産地消等、持続可能なコンテンツ造成を行う。]
- 新規**
- 特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業(国土交通省 観光庁)……35,36

[インバウンド消費額の拡大を図るとともに、我が国の地方の魅力を世界中に発信・訪日誘客し、その果実を地方へ波及させるため、全国各地での特別な体験の提供等や地域の多様な観光コンテンツの造成等を実施。]
- 地域観光資源の多言語解説整備支援事業(国土交通省 観光庁)……………37,38

[観光庁は、①文化庁・環境省と連携し、分かりやすく魅力的な多言語解説文を作成できる英語のネイティブライター等の専門人材をリスト化、②地域に派遣し解説文の作成を支援。③解説文作成のノウハウを蓄積し、他地域へ横展開できるようガイドラインを作成するとともに、④専門人材の資質向上に資する動画コンテンツの作成など、ノウハウの浸透を図る取組を実施。観光資源についての解説文が、多くの訪日外国人旅行者にとって「必要とする情報が載っていない」、「内容が難しすぎる」、「英語表現が不自然」と感じるといった課題が存在。よって、本事業では日本語原稿を単純に翻訳するのではなく、外国人目線での解説文作成を推進するため、ネイティブライター等の専門人材を活用。また、本事業で作成している英語解説文を元にした中国語及び韓国語の解説文作成も併せて実施。]
- 国立公園等多言語解説等整備事業(環境省)……………39,40

[国立公園、国定公園等の案内板や展示物における多言語解説の媒体整備を支援するもの。]
- 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業(環境省)……………41,42

[国立公園内の利用拠点における滞在環境の上質化に係る計画策定及び当該計画に基づく利用拠点上質化整備等を行うことにより、外国人訪問者の国立公園での体験滞在の満足度を向上させる事業に対する補助。]
- クルーズ等訪日旅客の受入促進事業(国土交通省)……………43,44

[我が国のクルーズ再興に向け、クルーズ等訪日旅客の需要を確実に取り込み、地域経済の活性化に寄与することを目指す。そのため、今後の寄港増加により、特定の港湾への寄港集中等が懸念されていることから、上質な寄港地観光ツアーの造成や小規模港湾における早期の安全性確認による寄港地の分散化等の取り組みに対して支援を行い、持続可能なクルーズの振興を目指す。]
- ガーデンツーリズムの推進(庭園間交流連携促進計画登録制度)(国土交通省)……………45,46,47

[複数の庭園等が連携し、多様な庭園等の個性を十分に発揮するように磨き上げを図ることで、魅力的な体験や交流を創出する取り組みを促進し、地域の活性化と庭園文化の普及を図る。]

- **地域における受入環境整備促進事業(国土交通省 観光庁／国土交通省)**……………48,49
 [全国の観光施設・宿泊施設・公共交通機関等における受入環境整備の取組を支援するとともに、地域資源の保全・活用等に資する取組を集中的に支援する。]
- **オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業** 新規
 (国土交通省 観光庁)……………50,51
 [国内外の観光需要が急速に回復し多くの観光地が賑わいを取り戻す中、観光客が集中する一部の地域や時間帯等によっては、過度の混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響や、旅行者の満足度の低下への懸念も生じている状況であり、適切な対処が必要。
 観光客の受け入れと住民の生活の質の確保を両立しつつ、持続可能な観光地域づくりを実現するには、地域自身があるべき姿を描いて、地域の実情に応じた具体策を講じることが有効であり、こうした取組に対し総合的な支援を行う。]
- **街なみ環境整備事業(国土交通省)**……………52
 [住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅・地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。]
- **ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化**
 (国土交通省 観光庁／国土交通省)……………53,54
 [消費額の拡大や地方誘客の促進を図りつつインバウンドを本格的に回復させ、高い経済効果を全国に波及させるため、全国の観光地における個々の観光スポットや広域的な周遊に係る一体的な環境整備の取組等を支援する。]
- **離島活性化交付金(国土交通省)**……………55,56
 [離島における地域活性化を推進するため、地方自治体等による離島の観光情報の発信、交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり及び島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進など、観光の推進による交流の拡大を支援する。]
- **地域再生制度(内閣府)**……………57,58
 [地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定等を行う。]
- **デジタル田園都市国家構想交付金(内閣府)**……………59,60
 [デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、「デジタル田園都市国家構想交付金」により、各地方公共団体の意欲的な取組を支援。]
- **中心市街地活性化制度(内閣府)**……………61,62
 [少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。
 地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行う。]
- **地域公共交通確保維持改善事業(国土交通省)**……………63,64
 [地域の多様な関係者が連携・協働し、地域公共交通を再構築する「リ・デザイン」に向けた取組を支援し、持続可能な公共交通サービスの構築を推進する。
 デジタル田園都市国家構想実現会議の下に設置される「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」を通じて関係省庁と連携。]
- **かわまちづくり支援制度(国土交通省)**……………65,66
 [河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化、観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指します。
 民間事業者の方々も、自ら発意をして「かわまちづくり計画」を策定する主体者となることが可能です。
 民間事業者の方々にも気軽にご相談いただける「かわまちづくりよろず相談窓口」を開設しています。]
- **農山漁村振興交付金のうち農山漁村発イノベーション対策(農林水産省)**……………67,68
 [農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援。]

- 農山漁村振興交付金のうち農山漁村発イノベーション対策(農泊推進型)(農林水産省)・・・69,70
[農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援。]

I-1. 特に…外部人材を活用したい！人材育成をしたい！

拡充

- スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業(文部科学省 スポーツ庁)・・・71,72
[スポーツツーリズムなどの、スポーツによる「まちづくり」を推進していくため、その担い手となる地域スポーツコミッション(地域SC)の経営の安定や特に運営を担う基盤人材の育成・確保(質的な向上)に向け、①新たな事業展開へのチャレンジ等をモデル的に支援するとともに、②研修講座の実施等の人材育成サポートや人材確保に向けたマッチングの実証を促進する。]
- JETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業)(総務省／(一財)自治体国際化協会)・・・73,74
[外国青年を日本に招致し、地方公共団体において観光振興・国際交流業務や小中高校での外国語指導等に活用]
- 外部専門家(地域力創造アドバイザー)招へい事業(総務省)・・・75,76
[市町村が、外部専門家(「地域人材ネット」登録者)を招へいして、地域独自の魅力や価値の向上、地域力を高める取組に要する経費を特別交付税の対象とする。]
- 地域活性化起業人(総務省)・・・77,78
[地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税を措置する。]
- 地域おこし協力隊(総務省)・・・79,80
[都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。隊員の活動に要する経費等を特別交付税措置の対象とする。]
- 世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業(国土交通省 観光庁)・・・81,82
[全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、全国の優良な観光地域づくり法人(DMO)の体制を強化する。]
- 地域周遊・長期滞在促進のための専門家派遣事業(国土交通省 観光庁)・・・83,84
[旅行者の地域周遊・長期滞在を促進することを目的に、地域に専門家を派遣する。専門家は、課題解決に向けた戦略の策定、好循環を創出する施策の展開、多様な関係者の育成等の助言を行う。]
- 観光地・観光産業における人材不足対策事業(国土交通省 観光庁)・・・85
[人手不足の解消に向け、採用活動支援等の足下の対策、機械化・DX化推進のための設備投資支援等の短期的な対策、外国人材の活用等の中長期的な対策など、あらゆるフェーズの人手不足対策を総合的に実施する。]
- 通訳ガイド制度の充実・強化(国土交通省 観光庁)・・・86
[インバウンド需要が回復する中で、多様な訪日外国人旅行者のニーズに対応できる通訳ガイドの確保を図るとともに、旅行者の満足度を向上させ、旅行消費額の拡大を図るため、通訳ガイドの質の維持・向上や、活用を促進する。]
- 地方創生カレッジ事業((公財)日本生産性本部 地域経営支援センター／内閣府)・・・87,88
[「地方創生カレッジ」は平成28年12月に開講し、デジタルを含む地方創生に真に必要な実践的知識をeラーニングの形でオンラインのデジタルプラットフォームを通じて幅広く提供するほか、地域課題に対応した実地講座を実施。また、web上での連携・交流のほか、地方創生に熱意のある関係者のネットワーク拡充を図ることで、地方創生人材の育成・確保に繋げていく取組み。
DMOを中心とした観光分野の講座も多数提供している。]

I-2. 特に…文化・芸術関係の取組をしたい！

- 日本博2.0(最高峰の文化資源の磨き上げによる満足度向上事業(委託型))
(文部科学省 文化庁)・・・89,90
[2025年大阪・関西万博に向けて、「日本の美と心」を基本コンセプトに、最高峰の文化資源を磨き上げ、インバウンド需要に的確に応えることにより、「来場者満足度」と「ブランド力」の向上を目指す。]

- **日本博2.0(最高峰の文化資源の磨き上げによる満足度向上事業(補助型))** (文部科学省 文化庁)……91,92
 [2025年大阪・関西万博に向けて、「日本の美と心」を基本コンセプトに、最高峰の文化資源を磨き上げ、インバウンド需要に的確に応えることにより、「来場者満足度」と「ブランド力」の向上を目指す。]
- **文化芸術創造拠点形成事業(文部科学省 文化庁)……93**
 [地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、我が国の文化芸術の基盤を形成してきた多様で特色ある文化芸術の振興を図るため、地域の実情を踏まえた、地方公共団体が主体となって行う文化芸術拠点形成に向けた取組を支援する。]
- **歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進(国土交通省 観光庁)……94,95**
 [地域の経営主体や地方自治体が金融機関と連携し、SPC等のスキームを活用して民間投資を促し、面的に再生させる取組を進めるために、専門家及び観光庁が伴走しつつ、地域における歴史的資源を活用した観光まちづくりの取組の進捗に合わせた調査・支援を行い、歴史的資源を活用した観光まちづくりの質・量両面での取組推進を図る。]
- **歴史的風致維持向上計画の認定制度(文部科学省 文化庁／農林水産省／国土交通省)……96,97**
 [地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義し、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画に対し、国が認定を行うことにより、地域の主体的な取組みを集中的に支援。]
- **文化資源活用推進事業(文部科学省 文化庁)……98**
 [「日本博2.0」の一環として、地方公共団体が主体となり、文化芸術や観光分野の専門人材を軸として地域のアーティスト、住民や芸・産学官との連携協力体制を構築し、地域の文化芸術資源を活用した新しい時代のインバウンド需要に資する文化芸術事業を積極的に支援する。]
- **文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業(文部科学省 文化庁)……99,100**
 [文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環の実現にあたっては、文化についての理解を深める機会の拡大及び国内外からの観光旅客の来訪促進が重要。
 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき主務大臣により認定された計画に基づく事業等に対して支援を行う。]

I-3. 特に…エコツーリズムの取組をしたい！

- **エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業(環境省)……101,102**
 [国立公園等において、地域の自然資源を活用した地域活性化を推進するため、エコツーリズム推進法に基づく全体構想を作成し、原則として3年以内に認定申請を行う方針を有する地域協議会に対して、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズムの活動を支援する。]
- **生物多様性保全推進支援事業(環境省)……103,104**
 [各地域において実施される、一定の要件を満たす生物多様性の保全・再生に資する活動等に対し、財政的支援を行うもの。]

I-4. 特に…地域の魅力を発信したい！

- **インフラツーリズム(国土交通省)……105**
 [橋、ダム、港などのインフラ(社会資本)を観光資源として活用したインフラツアーを紹介するインフラツーリズムポータルサイトを平成28年1月22日に開設し、全国各地で実施されている現場見学会や民間事業者が催行するツアーなど、幅広く情報発信することにより地域活動を支援します。
 施設見学を取り入れたツアーの企画・催行は各地方整備局等の窓口へご相談下さい。]
- **放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業(総務省)……106,107**
 [日本に対する関心を高めて海外から需要を呼び込むため、映像制作者等のノウハウや海外とのネットワークを活用しながら、地域における連携体制を構築し、地域からの情報発信を推進。]

I-5. 特に…DXを推進・ITを活用したい！

- 観光DXによる地域経済活性化に関する先進的な観光地の創出に向けた実証事業
(国土交通省 観光庁)……………108,109
[観光DXの推進を通じて、観光地として、①旅行者の利便性向上・周遊促進、②観光産業の生産性向上、③観光地経営の高度化、④観光デジタル人材の育成・活用に一体的に取り組み、旅行者の体験価値を抜本的に向上させ、稼げる地域の実現につながる先進モデルを構築するべく、実証事業に取り組む。]
- 地域経済分析システム(RESAS)による地方版総合戦略支援事業
デジタル実装状況の可視化による情報支援事業 **新規**
(内閣府)……………110
[地方創生を推進するため、地方公共団体等の地方創生の担い手に対して、RESAS等の普及・活用を促進する。]
- 観光戦略立案に資する国土数値情報(GISデータ)の提供(国土交通省)……………111,112
[地域観光資源への誘客や周遊ルート作成、オーバーツーリズム対策等の観光戦略の立案について、具体的な地理的配置や位置関係をもとに検討できるよう、鉄道やバス等の交通インフラ、観光資源である世界自然遺産・文化遺産等のGISデータを国土数値情報として整備・無償提供している。]

Ⅱ【ハード事業】. 地域の基盤を整備して魅力を向上したい！(P.114～)

- **【再掲】持続可能な観光推進モデル事業(国土交通省 観光庁).....115**
[持続可能な観光に世界的な関心も高まる中、インバウンドの回復と国内交流拡大の双方を支え、我が国が旅行先として選ばれるためにも持続可能な観光推進は喫緊の課題。
日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)の実践を通じた観光GXや自然環境・地域資源の保全・活用等に関する取組を推進し、国際認証の取得等を通じたモデルケースを創出するとともに、地域の持続可能な観光計画の策定を支援する。]
- **【再掲】地域の魅力を後世に繋ぐサステナブルツーリズムコンテンツ高度化事業
(国土交通省 観光庁).....116,117**
[世界的に持続可能な観光への関心が高まる中、我が国の地域に根付く自然・文化・歴史・産業等を活用し、サステナブルへの関心が高い層へ訴求する「観光利用を地域資源の保全に還元するための好循環の仕組みづくり」を行い、さらに総合的なサービス水準を向上させ、コンテンツの高度化を図る取組を支援する。]
- **地域一体型ガストロノミーツーリズム推進事業(国土交通省 観光庁) **新規**.....118,119**
[訪日外国人旅行者の急速な回復の中で、外国人旅行者から需要が高い食について、魅力的なガストロノミーツーリズムコンテンツを造成し、インバウンド誘客を高めるとともに、地方誘客を促進するため、地産地消等、持続可能なコンテンツ造成を行う。]
- **【再掲】国立公園等多言語解説等整備事業(環境省).....120,121**
[国立公園、国定公園等の案内板や展示物における多言語解説の媒体整備を支援するもの。]
- **国立公園核心地利用施設上質化事業(環境省).....122,123**
[国立公園の優れた自然景観を眺望する利用施設の滞在環境の上質化を図るための再整備に要する経費の一部を補助することにより、受入れ環境の整備を進め、滞在時間の延長やリピーターの増加を図り、ひいてはインバウンド拡大による地域経済の持続可能な発展に寄与することを目的とする。]
- **国立公園利用促進事業(環境省) **新規**.....124,125**
[国立公園の利用の促進を図るためのデジタル展示の整備に要する経費の一部を補助することにより、受入れ環境の整備を進め、滞在時間の延長やリピーターの増加を図り、ひいてはインバウンド拡大による地域経済の持続可能な発展に寄与することを目的としている補助金事業。]
- **【再掲】国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業(環境省).....126,127**
[国立公園内の利用拠点における滞在環境の上質化に係る計画策定及び当該計画に基づく利用拠点上質化整備等を行うことにより、外国人訪問者の国立公園での体験滞在の満足度を向上させる事業に対する補助。]
- **【再掲】地域における受入環境整備促進事業(国土交通省 観光庁／国土交通省).....128,129**
[全国の観光施設・宿泊施設・公共交通機関等における受入環境整備の取組を支援するとともに、地域資源の保全・活用等に資する取組を集中的に支援する。]
- **【再掲】オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業 **新規**
(国土交通省 観光庁).....130,131**
[国内外の観光需要が急速に回復し多くの観光地が賑わいを取り戻す中、観光客が集中する一部の地域や時間帯等によっては、過度の混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響や、旅行者の満足度の低下への懸念も生じている状況であり、適切な対応が必要。
観光客の受け入れと住民の生活の質の確保を両立しつつ、持続可能な観光地域づくりを実現するには、地域自身があるべき姿を描いて、地域の実情に応じた具体策を講じることが有効であり、こうした取組に対し総合的な支援を行う。]
- **【再掲】街なみ環境整備事業(国土交通省).....132**
[住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅・地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。]

Ⅱ-1. 特に…自然環境の整備をしたい！

- **自然環境整備交付金事業／環境保全施設整備交付金事業(環境省)**……………154,155
[国立公園、国定公園等の保護と適正な利用を図るために都道府県が作成する自然環境整備計画、環境保全施設整備計画に基づく整備事業の実施に対して、必要な経費を国が交付することにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに地域の自然環境及び生物多様性の確保に寄与することを目的としている交付金事業。]

Ⅱ-2. 特に…歴史・文化を活かしたい！

- **歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進(国土交通省 観光庁)**……………156,157
[歴史的資源を活用した観光まちづくりの更なる推進のためには、強力なニーズを喚起し「目的となる宿泊施設」を地方に整備するとともに、「地域の賑わいを創る中心的な伝統的建造物」「歴史的な町並みの調和が保たれた美しい景観」の存在が必要不可欠。地域の高付加価値を推進するために、歴史的建造物の滞在環境整備や再建築等について支援。]
- **【再掲】歴史的風致維持向上計画の認定制度**
(文部科学省 文化庁／農林水産省／国土交通省)……………158,159
[地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義し、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画に対し、国が認定を行うことにより、地域の主体的な取組みを集中的に支援。]
- **伝統的建造物群基盤強化(文部科学省 文化庁)**……………160,161
[重要伝統的建造物群保存地区の修理等の事業を一体的に実施することにより災害に強く魅力的なまちづくりを実現する。]
- **国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業(文部科学省 文化庁)**……………162,163
[文化財建造物の適切な周期による保存修理を行うと共に文化財の解説板、情報機器の設置や展示、便益、管理のための施設・設備等の特色ある活用の取組に対して支援し、観光資源としての充実及び地域の活性化を図る。]
- **【再掲】文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業**
(文部科学省 文化庁)……………164,165
[文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環の実現にあたっては、文化についての理解を深める機会の拡大及び国内外からの観光旅客の来訪促進が重要。
文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき主務大臣により認定された計画に基づく事業等に対して支援を行う。]

Ⅱ-3. 特に…農林水産業を活かしたい！

- **【再掲】農山漁村振興交付金のうち農山漁村発イノベーション対策(農林水産省)**……………166,167
[農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援。]
- **【再掲】農山漁村振興交付金のうち農山漁村発イノベーション対策(農泊推進型)**
(農林水産省)……………168,169
[農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援。]

Ⅲ 特例措置(特区)を利用して地域の魅力を向上したい！(P.171～)

- 構造改革特区制度(内閣府).....172,173
[構造改革を推進し、地域の活性化を図ることを目的として、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する。]